伊方発電所から通報連絡のあった異常について (平成13年9月分)

13. 10. 10 環境政策課 (内線2443)

1 平成13年9月に、安全協定に基づき四国電力㈱から県へ通報連絡があった異常は次のとおりですので、お知らせします。

県の		通報連絡		管理	国へ	
公表	用数表表	年月日	100	区域		
区分	異常事項	— 千 万日	世 概 要	該当	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	備考
					+K□	
С	作業員の負傷	13. 9. 7	格納容器内で配管・弁修繕工事	内	×	今 回
	(2号機)		の準備作業中、作業員の目に異			発 表
			物が入った。計画外の被ばく及			
			び放射能汚染はなく、病院に搬			
			送し、治療。(右角膜異物、安			
			静必要なしとの診断)			
A	原子炉内中性子測	13. 9. 8		内		
'`	定装置案内管の欠	13. 3. 3	性子測定装置案内管36本のう			
	陥指示		ち、2本の外表面に複数の傷を			
	(2号機)		確認。表面ミクロ観察のため、			
	(2 31/2)		表面仕上げを実施した結果、傷			
			は全て消滅。原子炉容器保温材			
			と周辺壁面との間に、テープ1			
			巻があり、下方へ液だれの跡が			
			認められたので、現在、テープ			
			等の成分、混入経路等について			
			詳細調査を実施中。			
С	原水タンク配管空	13. 9.12	原水(水道水)タンクから純水	外	×	今 回
	気抜き弁からの水		製造装置への配管の空気抜き弁			´
	道水の漏えい		 から、水道水(255m ³)が漏			
	(1,2号機共用)		えい。元弁を閉止して漏えいは			
	_		停止。当該空気抜き弁の機能は			
			元弁の手動操作で代替できるこ			
			とから、弁を取り外し、復旧。			
A ※	余熱除去系配管の	13. 9.27	定期検査において、塩化ビニル	内	国におい	速報済
	欠陥指示		テープの影響による1号機充填		て検討中	
	(2号機)		配管からの漏えいに対する水平			
			展開として、余熱除去系配管の			
		I				

			液体浸透探傷検査を実施したと ころ、格納容器内配管 2 箇所に 欠陥指示を確認。詳細調査を実 施中。				
С	海水ポンプ潤滑水流量の低下(3号機)	13. 9.29	4台の海水ポンプのうち2台で 運転中、1台の潤滑水流量が低 下し、予備のポンプに切替。潤 滑水配管の逆止弁が中間開度で 固着していたため、弁の分解手 入れを実施し、復旧。	外	×	今 區	- 11

^{※ 9}月27日に発生した余熱除去系配管の欠陥指示については、国における法律又は通達に基づく報告対象事象の該当の有無の確認に時間を要するため、A区分として公表した。

今後、配管の詳細な調査が必要なため、国への報告対象への該当の有無の判断は、全体の配管の調査が まとまった後の11月頃になる見込み。

2 いずれの事象も、外部への放射能漏れや周辺環境放射線への影響はないものでした。

[異常時通報連絡の公表文(様式1-1)]

伊方2号機での作業員の負傷(目に異物混入)につ いて

> 13. 10. 10 環境政策課 (内線2443)

[異堂の区分]

共吊の区刀				
国への法律事象	・通達に基づく報告対象	有[評価レベル		無
県の公表区分	}	Α •	В	· <u>C</u>
		有	•	<u>無</u>
外部への放射	対能の放出・漏えい	 [漏えい量]	
	発生日時	13年 9月 分頃	7 [3 1 5 時 2 0
	発生場所	1号・ <u>2号</u> ・	· 3号	・共用設備
異常の概要		<u>管理区域内</u>	•	管理区域外
	種 類	・設備の故障、	異常	
		・地震、 <u>人身事</u>	<u>故、</u>	その他

[異常の内容]

- 9月7日16時10分、四国電力㈱から、別紙のとおり、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。
- 1 9月7日15時20分頃、伊方2号機の原子炉格納容器内で、1次系配管・弁の修繕工事のための準備作業(足場材のビニールシートによる養生作業)中、作業員の右目に異物が入ったため、病院に搬送することとした。
- 2 作業員に、計画外の被ばく及び放射能汚染はない。

[診断結果]

- 9月7日17時17分、四国電力㈱から、病院での診断結果について、次のとおり連絡がありました。
- 1 病院における診断は、「右角膜異物、右角膜エロジオン(荒れ)、安静必要なし」であった。
- 2 9月7日16時34分に治療を完了した。

(伊方発電所及び周辺の状況)

	1号機	運転中	(出力100%)	_・停止中
原子炉の運転状況	2号機	運転中	(出力100%)	・ <u>停止中</u>
	3号機	運転中	(出力100%)	_・停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ	値の状況		通常値 ・	異常値
周辺環境放射線の状況			通常値 ・	異常値

伊 方 発 電 所 情 報 (お知らせ)

発信年月日	平成13年 9月 7日 (金) 16時 10分
発信者	伊方発電所 森岡
当 号機	1号機(566MW)・ 2号機(566MW) ・3号機(890MW)
	1.出力 5 6 6 MWにて(出力運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中)
	2. 第15回 定期検査中

	設備トラブル ・ 人身事故 ・ 地震 ・モニタ関係 ・その他
	1. 発生日時: 9月 7日 15時20分頃
	2.場 所: 2号機 原子炉格納容器内(管理区域内)
発生状況 概 要	3. 状 況: 2号機の1次系配管・弁修繕工事のための準備作業 (足場材のビニールシートによる養生作業)中、作業員 の右目に異物が入ったため、病院に搬送することとしま した。 作業員に計画外の被ばく、汚染はありません。 詳細は後ほど連絡します。
運転状況	1号機: 出力運転中 ・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中 2号機: 出力運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ 定検中 3号機: 出力運転中 ・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中
備考	

伊 方 発 電 所 情 報 (お知らせ,第2報)

発信	年月	日	平成13年 9月 7日 (金) 17時 17分
発	信	者	伊方発電所 森岡
 当 	号(定构	機	1号機(566MW)⋅ 2号機(566MW) ⋅3号機(890MW)
機		生時 況	1.出力566MWにて(出力運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中)
			2. 第15回 定期検査中
			設備トラブル ・ 人身事故 ・ 地震 ・モニタ関係 ・その他
			1. 発生日時: 9月 7日 15時20分頃
			2.場 所: 2号機 原子炉格納容器内(管理区域内)
 発 生 概	-	t 況 要	3. 状 況: 2号機の1次系配管・弁修繕工事のための準備作業中、
			作業員の右目に異物が入ったため、病院に搬送すること としました。
			(第1報にてお知らせ 済)
			病院における診断の結果は、 「右角膜異物(白い丸い物) 右角膜エロジオン 安静必要なし」 であり、16時34分に治療が完了しました。
			本報をもって、本事象にかかるお知らせを終了させていただきます。

運転状況	1号機: <u>出力運転中</u> ・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中 2号機:出力運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ <u>定検中</u> 3号機: <u>出力運転中</u> ・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中
備考	

県の公表区分の説明など 周辺環境放射線確認結果 異常発生箇所(系統図)

1 国への法律・通達に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び大臣通達等に基づき、国 (経済産業省原子力安全・保安院等)に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告す ることが義務付けられている。

国への法律・通達に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価 尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程 度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象と されている。

2 県の公表区分

区分	内
	○安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態 (放射能の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告 対象事象 等)○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態 (大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等)○その他特に重要と認められる事態
В	○管理区域内の設備の異常○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化○原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき○その他重要と認められる事態
С	○区分A, B以外の事項

3 管理区域内・管理区域外

その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル(3月間に 1.3ミリシーベルト)以上の被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定め ている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射能を含む一次冷却水 の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場 所等が管理区域に該当する。

異常発生の場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

周辺環境放射線調査結果 (県環境放射線テレメータ装置により確認)

平成13年9月7日(金)

(単位: ナノグレイ/時)

測定局 時刻				平常の変動幅 の最大値				
//XJ/\L/	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		15 :	15:	15:	15:	降雨時	降雨時
			10	20	30	40	14113.5	以外
愛	Eニタリンク゛ステーション	1 6	1 6	1 6	1 6	1 6	4 1	1 8
媛	九町モニタリングポスト	5 2	5 2	5 2	5 2	5 3	7 6	6 0
県	湊浦モニタリングポスト	4 5	4 4	4 7	4 5	4 6	6 4	5 4
	伊方越 モニタリングポスト	1 7	1 7	1 7	1 7	1 7	_	_
	川永田 モニタリングポスト	2 2	2 3	2 2	2 2	2 2	_	_
	豊之浦 モニタリングポスト	1 4	1 5	1 2	1 2	1 2	_	_
	加周モニタリングポスト	1 7	1 7	1 7	1 7	1 7	_	_
	大成モニタリングポスト	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0	_	_
匹	モニタリングステーション	1 4	1 5	1 5	1 4	1 5	3 7	1 6
国	モニタリングポストNo.1	1 5	1 4	1 4	1 4	1 4	3 9	1 6
電力	モニタリングポストNo.2	1 4	1 3	1 4	1 3	1 4	3 9	1 6
(株)	モニタリングポストNo.3	1 3	1 2	1 3	1 2	1 3	3 9	1 5
	モニタリングポストNo.4	1 4	1 4	1 4	1 4	1 3	4 0	1 6

※降雨の状況:有・無

(参考)

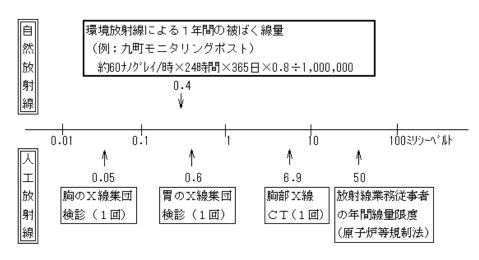
1 環境放射線の測定値は、降雨等の気象要因や自然条件の変化等により変動するので、原子力 安全委員会の環境放射線モニタリング指針に基づき、測定値を「平常の変動幅」と比較して評価しています。

「平常の変動幅」は、過去2年間の測定値を統計処理した幅(平均値±標準偏差の3倍)としており、一般に、測定値が「平常の変動幅」の最大値以下であれば、問題のない測定値と判断されます。

2 環境放射線は線量(グルイ)で表されますが、一般的に、これに0.8を乗じて、人の被ばくの程度を表す線量(シーベルト)に換算しています。

例えば、九町モニタリングポスト(線量率約60ナノグレイ/時)付近では、1年間に約0.4ミリシーベルト(ミリはナノの100万倍を表す)の自然放射線を受けることとなりますが、これは、胃のX線検診を1回受けた場合とほぼ同じ程度の量です。

(放射線量の例)



伊方発電所 基本系統図

